

# 兵庫県公報

平成25年12月13日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	1
規 則	
○ 単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	3
企業庁管理規程	
○ 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	3
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	4
人事委員会規則	
○ 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則	5

## 公布された法令のあらまし

### ●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第38号）

#### 1 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正

##### (1) 55歳を超える職員等の昇給

55歳を超える職員等の昇給について、その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うこととした。

##### (2) 給料月額の特例

職員の給料月額に係る一定の割合を減ずる措置について、当該減ずる割合が100分の3以下である職員に係る平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における当該減ずる割合を引き下げることとした。

##### (3) 期末手当及び勤勉手当の特例

職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額の加算額に係る一定の割合を減ずる措置について、平成25年6月及び12月の当該減ずる割合を引き下げることとした。

#### 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

任期付研究員及び特定任期付職員の給料月額に係る一定の割合を減ずる措置について、当該減ずる割合が100分の3以下である職員に係る平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における当該減ずる割合を引き下げることとした。

### ●単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第47号）

単純な労務に雇用される一般職に属する職員について、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第38号）と同様の措置を講ずることとした。

### ●職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第6号）

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。

## 条 例

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第38号

## 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「により職員」の右に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第3項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員に限る。)にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給)」を「は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附則に次の2条を加える。

(給料月額の特例)

第10条 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における附則第3条第1項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「100分の3」とあるのは「100分の2.8」と、同項第5号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.6」と、同項第6号中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。

2 前項の規定により附則第3条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第10条第1項の規定により読み替えて適用する前項」と、「次の各号に定める」とあるのは「第1号から第3号まで又は附則第10条第1項の規定により読み替えて適用する第4号から第6号までに定める」とする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

第11条 平成25年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第5条の規定の適用については、同条の表役職加算割合が100分の20又は100分の15である職員の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあつては100分の45を、当該割合が100分の15である職員にあつては100分の36.7」と、同表役職加算割合が100分の10である職員の項中「100分の40」とあるのは「100分の20」とし、同表役職加算割合が100分の5である職員の項の規定は適用しない。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「により職員」の右に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第3項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)に定める行政職給料表8級以上の職務の級に相当する職務の級にある職員のうち人事委員会規則で定める職員にあつては、3号給)」とあるのは、「2号給)」を「は、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附則に次の2条を加える。

(給料月額の特例)

第9条 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における附則第3条第1項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「100分の3」とあるのは「100分の2.8」と、同項第5号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.6」と、同項第6号中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。

2 前項の規定により附則第3条第1項の規定を読み替えて適用する場合における同条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する前項」と、「次の各号に定める」とあるのは「第1号から第3号まで又は附則第9条第1項の規定により読み替えて適用する第4号から第6号までに定める」とする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

第10条 平成25年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第5条の規定の適用については、同条の表役職加算割合が100分の20又は100分の15である職員の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあつては100分の45を、当該割合が100分の15である職員にあつては100分の36.7」と、同表役職加算割合が100分の10である職員の項中「100分の40」とあるのは「100分の20」とし、同表役職加算割合が100分の5である職員の項の規定は適用しない。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第 3 条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間における附則第 3 項に規定する第 2 号任期付研究員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第 4 号中「100分の2.8」とあるのは、「100分の2.6」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年兵庫県条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 6 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間における特定任期付職員の給料月額に係る附則第 4 項の規定の適用については、同項第 2 号中「100分の 3」とあるのは、「100分の2.8」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 1 条中職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）第12条の改正規定及び第 2 条中公立学校教育職員等の給与に関する条例（以下「教育職員条例」という。）第12条の改正規定 平成27年 1 月 1 日
  - (2) 第 1 条中給与条例附則に 2 条を加える改正規定（給与条例附則第10条に係る部分に限る。）、第 2 条中教育職員条例附則に 2 条を加える改正規定（教育職員条例附則第 9 条に係る部分に限る。）並びに第 3 条及び第 4 条の規定 平成26年 4 月 1 日
- 2 第 1 条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）附則第11条及び第 2 条の規定による改正後の教育職員条例（以下「改正後の教育職員条例」という。）附則第10条の規定は、平成25年 6 月 1 日から適用する。
 

(期末手当及び勤勉手当の内払)
- 3 改正後の給与条例及び改正後の教育職員条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の給与条例及び第 2 条の規定による改正前の教育職員条例の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の給与条例及び改正後の教育職員条例の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

規 則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第47号

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 15 平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日までの間における附則第12項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第 1 号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.6」と、同項第 2 号中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

企 業 庁 管 理 規 程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県公営企業管理者 荒木 一 聡

**兵庫県企業庁管理規程第3号****企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程**

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

（平成25年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例）

- 31 平成25年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第14項の規定の適用については、同項の表別表第6の加算割合が100分の20又は100分の15である職員の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあっては100分の45を、当該割合が100分の15である職員にあっては100分の36.7」と、同表別表第6の加算割合が100分の10である職員の項中「100分の40」とあるのは「100分の20」とし、同表別表第6の加算割合が100分の5である職員の項の規定は適用しない。この場合において、同項に規定する加算割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

（施行期日）

- この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の企業職員の給与に関する規程（以下「改正後の管理規程」という。）附則第31項の規定は、平成25年6月1日から適用する。  
（期末手当及び勤勉手当の内払）
- 改正後の管理規程の規定を適用する場合には、改正前の企業職員の給与に関する規程の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の管理規程の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

**病院局管理規程**

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県病院事業管理者 西村 隆一郎

**兵庫県病院局管理規程第10号****病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程**

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。  
第28条第2項第1号ア中「3,500円」を「3,700円」に、同号イ中「3,100円」を「3,200円」に改める。  
附則に次の3項を加える。

（給料月額の特例）

- 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における附則第11項に規定する職員の給料月額に係る同項の規定の適用については、同項第4号中「100分の2.8」とあるのは「100分の2.6」と、同項第5号中「100分の2.5」とあるのは「100分の2.3」とする。
- 前項の規定により附則第11項の規定を読み替えて適用する場合における附則第13項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「附則第23項の規定により読み替えて適用する附則第11項」と、「次の各号に定める」とあるのは「第1号から第3号まで又は附則第23項の規定により読み替えて適用する第4号若しくは第5号に定める」とする。  
（期末手当及び勤勉手当の特例）
- 平成25年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に係る附則第15項の規定の適用については、同項の表100分の20又は100分の15の項中「100分の50」とあるのは「当該割合が100分の20である職員にあっては100分の45を、当該割合が100分の15である職員にあっては100分の36.7」と、同表100分の10の項中「100分の40」とあるのは「100分の20」とし、同表100分の5の項の規定は適用しない。この場合において、同項に規定する加算割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

（施行期日等）

- この管理規程は、公布の日から施行する。ただし、病院事業職員の給与に関する規程（以下「給与規程」

という。)第28条の改正規定及び給与規程附則に3項を加える改正規定(給与規程附則第25項に係る部分を除く。)は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の給与規程附則第25項の規定は、平成25年6月1日から適用する。  
(期末手当及び勤勉手当の内払)
- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当は、改正後の給与規程の規定に基づき支給された期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

## 人 事 委 員 会 規 則

職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月13日

兵庫県人事委員会

委員長 青 山 善 敬

### 兵庫県人事委員会規則第6号

#### 職員の給与に関する規則及び公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第8条第2項」を「附則第10条第2項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

- 7 条例附則第11条の規定の適用により、条例附則第3条第1項に規定する役職加算割合から一定の割合を減じて得た割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

(公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第7条第2項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

- 7 条例附則第10条の規定の適用により、条例附則第3条第1項に規定する役職加算割合から一定の割合を減じて得た割合に100分の0.1未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中職員の給与に関する規則附則第4項の改正規定及び第2条中公立学校教育職員等の給与に関する規則附則第4項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。